

### 3. てんかん地域診療連携体制整備事業 てんかん全国支援センター報告

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

総合てんかんセンター， 脳神経外科診療部

岩崎真樹 ([iwa@ncnp.go.jp](mailto:iwa@ncnp.go.jp))

わが国のてんかん医療は、これまで小児科・精神科・脳神経内科・脳神経外科などの診療科により担われてきた経緯がある。欧米の主な国々では、小児は小児科、成人は脳神経内科がてんかんの主診療科に位置づけられているが、わが国では特に成人患者がどの診療科を受診すればよいのか判りにくい問題がある。また、多くの地域において、どの医療機関がてんかんの専門的な診療をしているのか、患者ばかりでなく医療機関においても把握されていない状況である。一般の医師へのてんかん診療に関する情報提供や教育の体制は十分に整備されておらず、てんかん患者が地域の専門医療に必ずしも結びついていない。このような現状を踏まえ、各都道府県において、てんかん対策を行う医療機関を選定し、てんかんの専門的治療を行っている医療機関の一箇所をてんかん診療拠点機関に指定し、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者家族との連携・調整を図る「てんかん地域診療連携体制整備事業」が2015年からモデル事業として開始された。3年間のモデル事業を経て2018年から本事業となった。てんかん診療拠点機関の業務は、てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療、管内の医療機関等への助言・指導、精神保健福祉センター、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等との連携・調整、医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施、てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発活動である。このてんかん支援事業で重要な役割を果たすことを目的に、てんかん診療支援コーディネータ制度を運用している。コーディネータの要件は、精神障害者福祉に理解と熱意を有し、てんかん患者及びその家族に対し相談援助を適切に実施する能力を有し、医療・福祉に関する国家資格を有することである。コーディネータの教育、育成のためコーディネータ研修・認定制度を2020年度から開始した。また、てんかん診療の裾野を広げるため「てんかん支援ネットワーク」として全国のてんかん診療を行っている医療施設を全国てんかん支援拠点のホームページで公開している。

#### I. 第8次医療計画とてんかん医療政策

第8次医療計画では、第7次医療計画に引き続き、てんかんは、統合失調症、うつ・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患及び発達障害、依存症、PTSD、高次脳機能障害、摂食障害、精神科救急、身体合併症、自殺対策、災害精神医療、医療観察法とともに、多様な精神疾患・状態の一つとして組み入れられている。ここでは、精神障害者が地域で安心して生活できる体制を構築することが重視され、精神科医療、一般医療、福祉・介護、住まい、就労支援などを含む多職種連携を進め、相談支援から医療までを一体的に支える仕組みが必要とされる。

#### II. てんかん地域診療連携体制整備事業

てんかんは乳幼児から高齢者まで、どの年齢の誰もが発症する可能性のある罹病率が0.5~0.8%と患者数の多い疾患であり、わが国には約100万人の患者がいると推計されている。高齢者人口の増加しているわが国では、特に高齢者の患者が増え、今後更にてんかん医療の必要性が増すことが予想される。てんかん患者の70~80%は適切な内科的治療によって発作が抑制され、日常生活や就労を含む社会生活を営むことが可能である。しかしながら、わが国では成人てんかんを診る専門医が不足しており、てんかんに対する知識不足と偏見から、患者の社会進出が妨げられている。日本てんかん学会が認定しているてんかん専門医の所属科は、小児科が高く、残りは精神科、脳神経内科、脳神経外科に分散している(図1)。てんかん専門医の地域偏在は著しく、地域における所属科の偏在も大きい(図2)。そのため、地域で必ずしも適切な専門診療に結びついていないことが多く、てんかんの移行期医療も円滑に行われていないのが現状である。こうした背景を踏まえ、2015年度から厚生労働省が8つのてんかん地域拠点機関を選び「全国てんかん対策地域診療連携体制整備モデル事業」を開始した。モデル事業での実績を踏まえて2018年度より「てんかん地域診療連携体制整備事業(てんかん整備事業)」となった。てんかん整備事業では、てんかん支援拠点病院を

設置する自治体に対して国庫補助（事業予算の半額補助）が行われている。本事業は、ピラミッド型の医療連携体制ではなく、複数の医療機関が横に連携して、それぞれが専門とする領域でてんかん診療を支えるコンソーシアム型の連携体制構築を目指している（図3，4）。

## 日本てんかん学会 会員数・専門医数の変化

2025年度日本てんかん学会社員総会資料  
日本てんかん学会HP専門医名簿参照

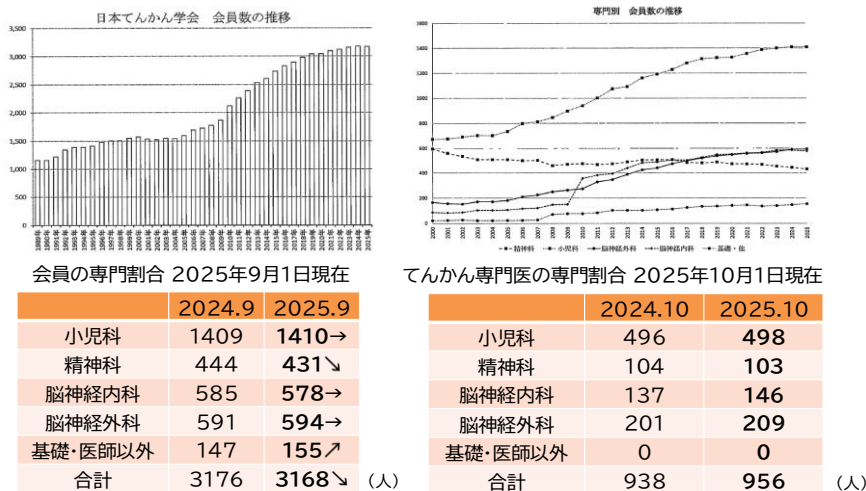


図1： 日本てんかん学会会員・専門医構成

てんかん専門医の専門割合 2025年10月1日現在

	2024.10	2025.10
小児科	496	498
精神科	104	103
脳神経内科	137	146
脳神経外科	201	209
基礎・医師以外	0	0
合計	938	956 (人)

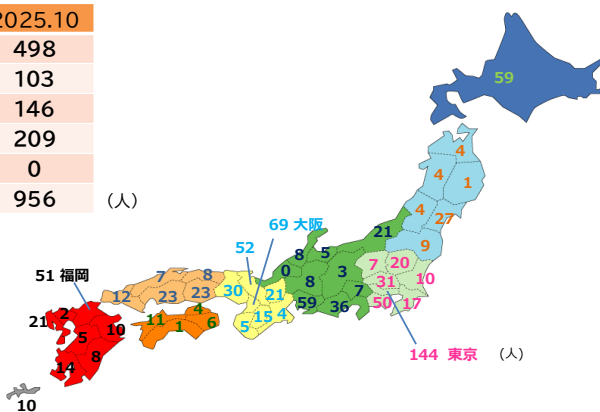


図2. 都道府県別のてんかん専門医数

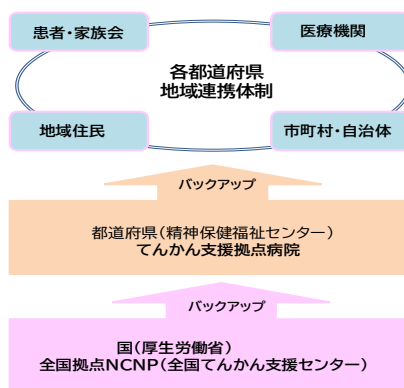


図3. てんかん地域診療連携体制整備事業の構成

## てんかん地域診療コンソーシアム 多職種連携

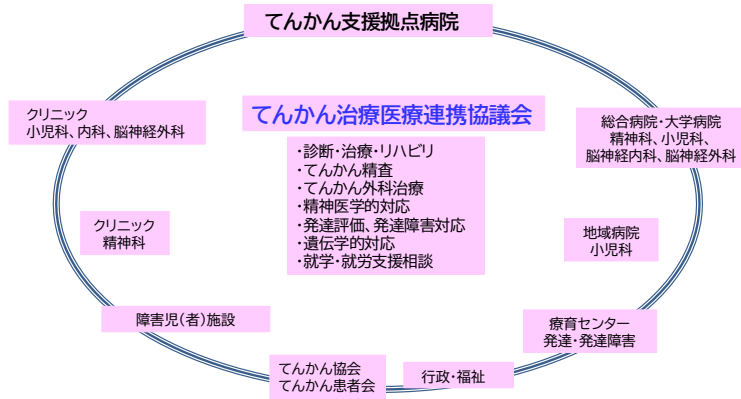


図4. コンソーシアム型の連携体制

### Ⅲ. てんかん地域支援拠点の要件と業務

各自治体により、次に掲げる要件を全て満たす医療機関一箇所がてんかん支援拠点として指定されている。日本てんかん学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児神経学会、日本脳神経学会が定める専門医が1名以上配置されていること、脳波検査やMRI検査が整備されていること、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること、てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えることが指定要件である。てんかん支援拠点の業務は、てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療、管内の医療機関等への助言・指導、関係機関（精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整、医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施、てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発活動である。2025年末にはてんかん支援拠点病院は、各都道府県で31施設に指定された（図5）。てんかん支援拠点の主な目的は、すそ野を広げて患者と医療機関をつなぐ調整役であり、高度で包括的な専門医療を提供する学会認定施設とは性格の異なるものである（図6）。

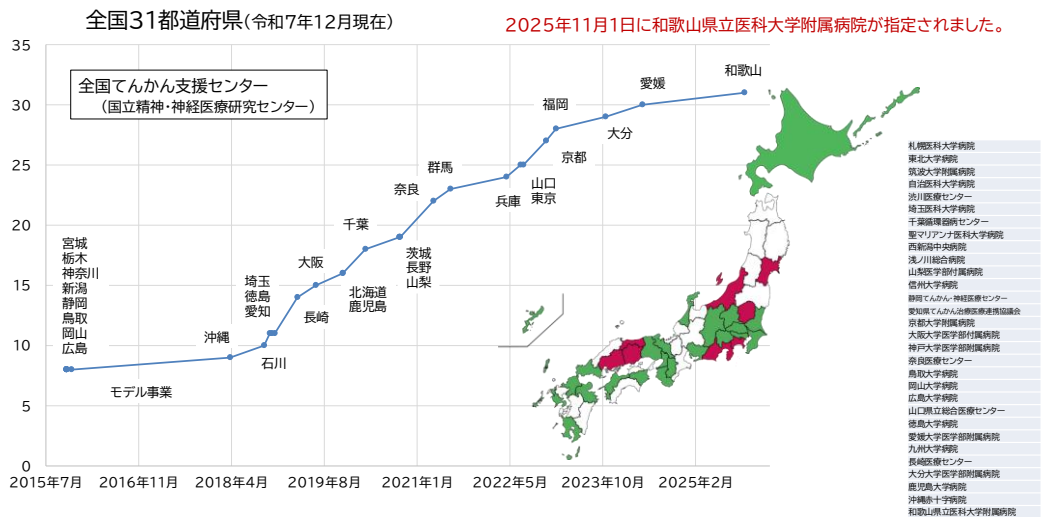


図5. てんかん全国支援センターとてんかん支援拠点病院

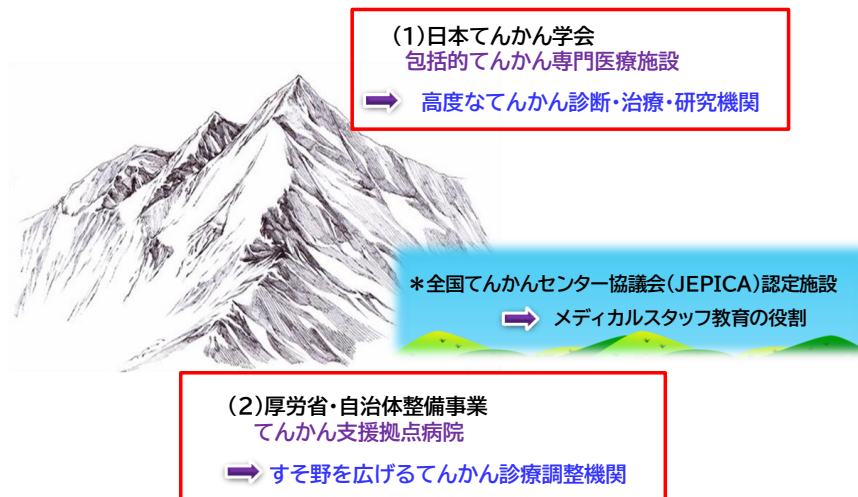


図6. てんかん専門医療体制の構築

#### IV. てんかん診療支援コーディネータ制度

てんかん拠点病院は、上記の業務を適切に行うため、てんかん診療支援コーディネータを配置する必要がある。てんかん診療支援コーディネータの要件は、精神障害者福祉に理解と熱意を有すること、てんかん患者及びその家族に対し相談援助を適切に実施する能力を有すること、医療・福祉に関する国家資格を有することである。てんかん診療支援コーディネータの具体的な業務としては、てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び助言、管内の連携医療機関等への助言・指導、関係機関（精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整、医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施、てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発活動である。これらの活動を支援するため、2020年度からてんかん全国支援センターが、定期的なてんかん診療支援コーディネータ研修会と認定制度を開始した。3時間以上のてんかんに関する下記の講義・研修を3年間に6回以上受講することが、てんかん診療支援コーディネータ認定のための条件である。てんかん全国支援センターが行う研修会（年2回）、全国てんかんセンター協議会（JEPICA）での研修会、各地域てんかん支援拠点病院が行う研修会、てんかん学会、国際抗てんかん連盟開催学会を認定対象研修会としている。てんかん診療認定コーディネータは3年毎の更新で、2020年度から認定証の交付を行っている（図7）。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	総受講者数
171	307	405	445	538	260	2126

医師	看護師	SW	その他	計
324	579	365	598	2126

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	総発行数
148	147	287	321	361	217	1481

医師	看護師	SW	その他	総発行数
227	547	533	174	1481

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	計
6	32	50	51	66	32	237

医師	看護師	SW	計
44	64	129	237

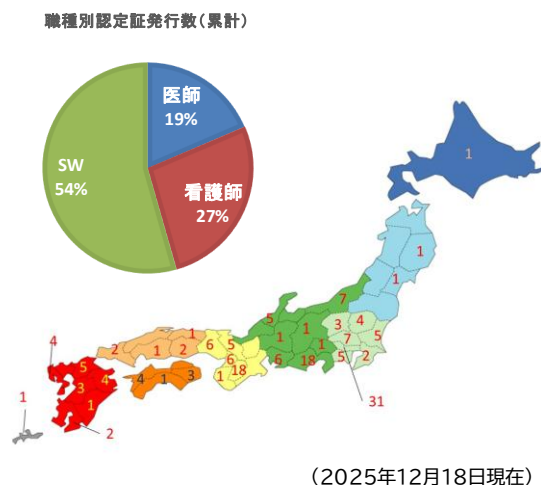


図7. てんかん診療支援コーディネータ認定の状況

2025年7月27日（日）

●2025年度第1回てんかん診療支援コーディネーター研修会【251名参加】

1. 全国てんかん診療拠点整備事業の現況／NCNP 総合てんかんセンター 岩崎真樹
2. 脳卒中とてんかん／NCNP 脳神経外科 飯島圭哉
3. てんかん外科の可能性と限界／自治医科大学脳神経外科 國井尚人
4. てんかん支援拠点病院におけるてんかんオンライン診療／NCNP てんかん診療部 谷口豪
5. 学校生活における指導／NCNP 脳神経小児科 齋藤貴志
6. てんかんとスティグマ-支えるために知っておきたいこと／NCNP てんかん診療部 倉持泉
7. てんかんと就労／東北大学病院 本庄谷奈央
8. てんかん患者が利用できる社会福祉制度／NCNP 地域連携医療福祉相談室 澤恭弘

●2025年度第1回全国てんかん対策連絡協議会

1. 厚生労働省からの挨拶・報告 精神・障害保健課 野内友三郎
2. 日本てんかん協会からの挨拶（報告） 梅本里美
3. 日本てんかん学会からの挨拶（報告） 川合謙介
4. 全国てんかん支援拠点からの報告 岩崎真樹
5. てんかん地域支援施設からの報告  
（テーマ）「拠点としての活動と地域診療連携における課題」
  - 1) 鳥取大学医学部附属病院（鳥取県）
  - 2) 国立精神神経・医療研究センター病院（東京都）

2025年12月21日（日）

●2025年度第2回てんかん診療支援コーディネーター研修会【256名参加】

1. 全国てんかん診療拠点整備事業の現況／NCNP 総合てんかんセンター 岩崎真樹
2. 高齢者のてんかん診療 認知症とてんかん /国立長寿医療研究センター脳神経内科 横井克典
3. 難治てんかんに対する緩和外科治療-最新技術と展望-／横浜市立大学脳神経外科学教室 池谷直樹
4. PNES(心因性非てんかん発作)のある人を支援するために知っておくとよいこと／NCNP てんかん診療部 谷口豪
5. てんかん患者の学校生活支援と学校との連携／浅ノ川総合病院小児科 中川裕康
6. てんかん発作の対応-てんかん啓発の必要性 知っていれば助けられる-／NCNP 看護部 原稔枝
7. てんかんの診療連携とコーディネーターの関り／国立病院機構奈良医療センター地域医療連携室 辻友博
8. てんかんの疾患教育と精神科リハビリ／NCNP 精神リハビリテーション部 浪久悠

●2025 年度第 2 回全国てんかん対策連絡協議会

1. 厚生労働省からの挨拶・報告 精神・障害保健課 野内友三郎
2. 日本てんかん学会からの挨拶（報告） 白石秀明
3. 日本てんかん協会からの挨拶（報告） 梅本里美
4. 全国てんかん支援拠点からの報告 岩崎真樹
5. てんかん地域支援施設からの報告

（テーマ）「てんかん地域診療連携、相談事業の実践と課題」

- 1) 国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター（静岡県）
- 2) 東北大学病院（宮城県）
- 3) 九州大学病院（福岡県）

V. てんかん支援ネットワーク

「てんかん支援ネットワーク」は、よりよいてんかん医療の推進を目的として、当初は厚生労働省科研費による研究班と日本医師会及び日本てんかん学会の共同調査を基に構築された全国の主なてんかん診療施設のネットワークであった。上記研究班が終了したため、2021 年度から、てんかん地域診療連携体制整備事業の一つとして、新たに「てんかん支援ネットワーク」として、てんかん診療を行っている医療機関・診療科の紹介を各てんかん診療拠点からの情報として公開している。

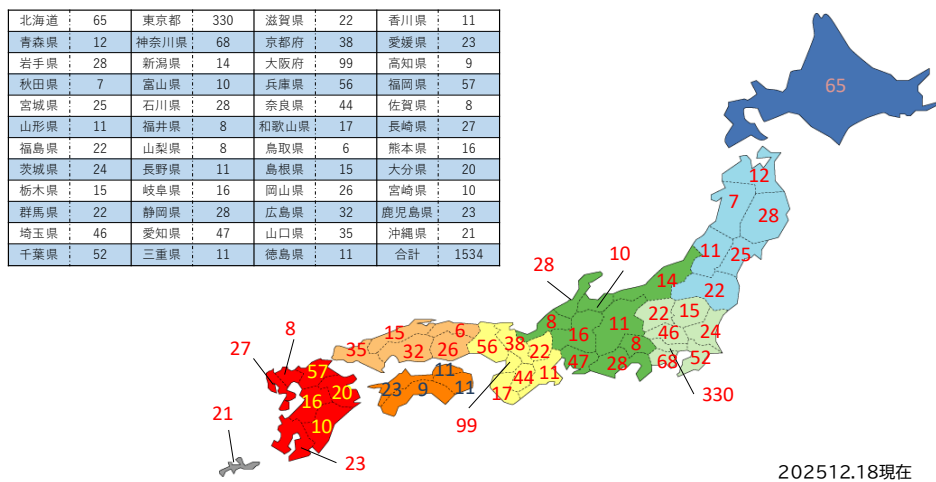


図 8. てんかん支援ネットワーク参加施設数

VI. てんかん全国拠点機関における今後の課題

てんかん医療の均てん化を目指して、2018 年度からてんかん地域診療連携体制整備事業に基づくてんかん支援拠点病院の整備が開始され、現在のところ 47 都道府県の 31 自治体で設置された。各都道府県では、国の定める基本方針に基づき、地域の実情に応じて医療提供体制を充実させるために医療計画を作成している。医療計画は原則 6 年ごとに改定され、第 7 次医療計画（2018～2023 年度）を経て、2024 年度からは第 8 次医療計画に基づいて実施されている。5 疾病・6 事業は、この医療計画に記載される重要なテーマで、疾病や事業ごとの医療資源、医療連携に関する現状を把握し課題の抽出や見直しが行われて

いる。5疾病として、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患が挙げられているが、てんかんは、統合失調症、うつ・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患及び発達障害、依存症、PTSD、高次脳機能障害、摂食障害、精神科救急、身体合併症、自殺対策、災害精神医療、医療観察法とともに、多様な精神疾患・状態の一つとして政策対応されている。

てんかん全国支援センターとしては、てんかん支援拠点機関設置に向けて各自治体や主要医療機関への働きかけや、事業の安定及びコーディネータの人材確保のための予算確保、事業の安定的な位置づけなどの要望を関係諸機関に行っている。てんかん医療の均てん化に向けたてんかん支援拠点の整備を進めるためには、支援拠点の「数」を求めるだけでなく、「質」も高める形で事業を進めていく必要がある。本事業は義務的事業ではなく裁量的補助事業であることから、地方自治体の予算措置のハードルが高い。そのため、引き続き本事業の実績と効果を上げるとともに、広く国民や社会の目に見える形でその成果をアピールしていることが必要である。